

狩猟免許（銃猟）を所持する方へ

# 猟銃等は安全な保管と取扱いを!!

- ▶ 猟銃等は社会生活上極めて有用な一方、使い方次第では悲惨な事件や事故を発生させる、大変に危険な道具です。
- ▶ 猟銃等の所持が地域住民に不安感や恐怖心を与えないよう、狩猟者一人ひとりが安全管理に努めるとともに高い法令遵守意識を持つことが求められています。



## 【猟銃等の保管】

【銃刀法第 10 条の 4 他】

- 猟銃等を、内閣府令で定める保管の設備に確実に施錠して保管すること
- 盗難の防止その他危害予防上必要な安全対策に万全を期すこと
- 猟銃等の保管設備には、猟銃等と実包や金属性弾丸と一緒に保管しないこと
- 猟銃等の保管設備と実包や金属性弾丸を保管する設備は、それぞれ別の建物に置くよう努めること



## 【実包所持状況の記録】

【銃刀法第 10 条の 5 の 2 他】

- 実包の管理状況を記録する帳簿を備え、実包の製造・消費・譲り渡し・譲り受け・廃棄等の都度、所定事項（種類・数量・年月日・相手方の住所氏名・場所）を記録すること
- 記録の最終日から3年間保存すること



## 【事故の届出】

【銃刀法第 23 条の 2】

- 所持許可を受けた猟銃等を紛失したり盗まれるなどした場合は、関係のない第三者に危害が及ぶ懸念があることから、直ちにその旨を警察官に届け出なければならないこと

特に猟銃等と実包や金属性弾丸が同時に盗難等被害に遭った場合は社会的にも大きな不安を与えてしまいます。猟銃等所持者は日頃から社会的責任の重さを自覚し、定められた基準に従って厳重な保管に努めなければなりません。



## 【射撃技能の維持向上】

【銃刀法第 10 条の 2】

- 他人に害を与えることなく、安全に狩猟ができる技能が求められているため、射撃練習によって技能の維持向上に努める義務があること（狩猟期間ごと、使用するすべての猟銃での射撃練習）

安全を確認し、正確な判断の下で射撃を行うためには、初心者かベテランかを問わず、普段から射撃練習を行い、「銃操作の習熟」と「射撃技能の向上」に努めて『射撃の腕』を上げることが重要です。また、併せて猟期前に銃砲の機能点検の重要性を改めて認識することが大切です。



## 【事故防止】 猟銃等取扱いの五原則

- 1 銃は、常に自己の管理下に置くこと
- 2 銃口は、人のいる方向には絶対に向けないこと
- 3 実包の装填は、発射の直前までしないこと
- 4 薬室は、発射するとき以外は脱包して、必ず開放しておくこと
- 5 銃は、酒気を帯びているとき等は手にしないこと



**+**  
**安全第一**